秘密区分等

- 〇 秘密文書等の取扱いについて(昭和40年4月15日事務次官等 会議申合せ)
 - <u>機</u> <u>密</u>…「極秘」のうちその秘密保全の必要度がきわめ て高度のもの
 - ・<u>極</u> <u>秘</u>…秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、 利益に損害を与えるおそれのあるもの
 - <u>**秘**</u>…極秘につぐ程度の秘密であって、関係者以外に は知らせてならないもの
- 〇 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成 26 年 5 月 19 日情報セキュリティ政策会議決定)
 - ※平成17年に初版策定後、数次にわたり改定を実施。
 - ・機密性3情報…行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報
 - ・機密性2情報 …行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
 - ・機密性1情報 …公表済みの情報、公表しても差し支えない情報 等、機密性2情報又は機密性3情報以外の情報
- 〇 カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(平成 19 年 8 月 9 日カウンターインテリジェンス推進会議決定)
 - ・特別管理秘密 …各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密 その他の国の重大な利益に関する事項であって、 公になっていないもののうち、特に秘匿するこ とが必要なものとして当該機関の長が指定した もの
- 〇 特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)
 - ・特定秘密(・特定秘密保護法別表に掲げる事項(防衛に関する事項等4類型)に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(特別防衛秘密に該当するものを除く。)